

○ 虐待防止に関する規程

制定 令和3年5月20日

虐待防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人占冠村社会福祉協議会(以下「本会」という。)が提供する福祉サービスについて、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに利用者が福祉サービスを適切に利用できるようにすることを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において虐待とは、本会職員(以下「職員」という。)がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にいじめつな行為をすること、又は利用者にいじめつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者の支援を著しく怠ること。
- (5) 利用者を衰弱させるような著しい減食をすること。
- (6) 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当な財産上の利益を得ること。
- (7) その他、虐待防止対応責任者が虐待と認める行為や言動

(利用者に対する虐待防止)

第3条 職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者及びその家族、職員等からの虐待の通報があるときは、この規程に基づき対応をしなければならない。

2 職員は虐待を発見した時は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

(虐待防止対応責任者)

第5条 この規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、本会に虐待防止対応責任者を置く。

2 虐待防止対応責任者は事務局長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待を受けた利用者及びその家族等との話し合い
- (3) 第9条に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 当事者等及び第三者委員への虐待原因の改善状況の報告
- (5) 虐待を行った職員への対応

(虐待防止受付担当者)

第7条 本会事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。

2 虐待防止受付担当者は、占冠村小規模多機能型居宅介護事業所運営規程第6条第1項第2号に掲げる管理者とする。

3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。

4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅延なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者及びその家族等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者及びその家族等の意向の確認と記録
- (4) 虐待防止対応責任者への虐待内容の報告
- (5) 虐待防止対応責任者への虐待改善状況の報告

2 第11条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員及び第三者であっても「虐待を受けた利用者及びその家族等」と読み替える。

(第三者委員)

第9条 第三者委員は、本会の福祉サービスに関する苦情解決要綱第2条に定めた者とする。

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及び本会ホームページ等の掲載等により、この規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第11条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記載し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち合いの要否

(虐待の報告・確認)

第12条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合も、前項と同様とする。

- 3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は虐待内容を確認し、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は原則として虐待通報のあった日から 10 日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第 13 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

- 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

- 4 第三者委員は、話し合いへの立ち合いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

- 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「話し合い結果記録書」により記録し、虐待通報者及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・報告)

第 14 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果（状況）報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。

- 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、占冠村の苦情相談窓口及び北海道福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(虐待防止のための職員等研修)

第 15 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。

(虐待防止委員会の設置)

第 16 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、定期的及び虐待発生的都度開催しなければならない。

- 3 虐待防止委員会の委員長は、事務局長とし、委員会の構成員は次のとおりとする。

委員会の役職	職 種
委員長	事務局長
委 員	小規模多機能型居宅介護施設管理者
委 員	小規模多機能型居宅介護施設計画作成担当者
委 員	小規模多機能型居宅介護施設主任介護職員

- 4 必要のある場合は、第三者委員や利用者の代表等を委員に加えることができる。

- 5 委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 17 条 虐待防止責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及びその家族等に啓発する。

(解決結果の公表)

第 18 条 利用者及びその家族等によるサービスの選択や、本会が行うサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き事業報告または広報誌等の実績を掲載し公表することとする。

附 則

この規程は 令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。